## 災害発生時における本部棟施設の提供協力に関する協定書

千葉市(以下「甲」という。)と株式会社千葉銀行(以下「乙」という。)は、千葉市内で地震、風水害等の災害が発生した場合(以下、このような場合を「災害が発生した場合」という。)における乙の本部棟(第2条で定める。)施設の提供協力の実施に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害が発生した場合において、甲が行う災害対策に対する、乙の協力内容等について 定めることを目的にする。

(定義)

- 第2条 本協定における用語の定義は、次の各号による。
  - (1) 本部棟 千葉市中央区千葉港1番2号に所在する乙の本部棟
- (2) 帰宅困難者 災害が発生した場合において、交通の途絶のため、容易に帰宅することが出来ない者
- (3) 防災関係機関の職員 災害が発生した場合、対応にあたる甲の職員や国・県等からの応援職員

(協力の範囲)

- 第3条 乙の協力は、次の各号に掲げる内容とする。
  - (1) 帰宅困難者の一時的な滞在を目的とした、本部棟施設の一部の提供及び帰宅困難者への支援
  - (2) 防災関係機関の職員のための休憩場所の提供

(被害情報の収集・伝達)

- 第4条 甲及び乙は、災害が発生した場合、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。
- 2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、災害時に速やかに連絡をとることができる体制を予め整備しておくものとする。

(一時滞在施設としての本部棟の提供)

- 第5条 乙は、甲の要請にもとづき、帰宅困難者に対して、一時的な滞在施設として、乙において利用可能かつ安全を確認した本部棟の一部(以下「一時滞在施設」という。)を提供するものとする。
- 2 乙は、前項にもとづき一時滞在施設を提供する場合、次の事項についての帰宅困難者への支援を、利用可能な範囲で行うものとする。
- (1) 帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ
- (2) トイレ、水道水、情報及び冷暖房の提供
- (3) 飲料水、食料、アルミ毛布、簡易トイレ等の支援物資の提供
- (4) トイレ及びごみの処理等の衛生管理
- (5) 周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者に対する情報提供
- 3 一時滞在施設の提供及び帰宅困難者に対する支援の期間は、原則として帰宅困難者の受入れ開始から 3日間とする。

(防災関係機関の職員向け休憩場所としての本部棟の提供)

- 第6条 乙は、甲の要請にもとづき、防災関係機関の職員の休憩場所として、乙において利用可能かつ安全を確認した本部棟の一部(以下「防災関係機関職員休憩場所」という。)を提供するものとする。
- 2 前項の提供期限は、防災関係機関の職員の対応状況等を踏まえ、甲及び乙が別途協議して定める。

(協力の要請)

第7条 甲は、災害が発生した場合において、乙に対して第5条及び第6条に掲げる協力を要請する必要 があるものと判断した場合、電話連絡等可能な連絡手段で乙に通知するものとする。

(協力の実施)

- 第8条 乙は、甲から前条にもとづく要請を受けた場合、乙における業務継続可能な体制を考慮した上で、 可能な範囲で協力するものとする。
- 2 乙が第5条及び第6条にもとづき提供する一時滞在施設及び防災関係機関職員休憩場所(以下「本部棟提供施設」という。)は、乙があらかじめ指定した区画とし、収納可能人数は乙において定める。

(受入解除)

- 第9条 乙は、次の各号に該当する場合、本部棟提供施設を閉鎖し、帰宅困難者及び防災関係機関職員の 退去を求めることができるものとする。
- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙が、非常用電源の燃料枯渇や支援物資の欠乏等の理由により、一時滞在施設としての運用が困難と判断した場合
- (3) 乙が、本部棟提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断した場合
- (4) その他、合理的な理由により、乙が本部棟提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

(損害)

第10条 乙が提供した一時滞在施設又は防災関係機関職員休憩場所において、帰宅困難者又は防災関係機関の職員により損害が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、甲及び乙は協議により対応を決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙が対応を決定するものとし、対応の内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

- 第11条 乙は、帰宅困難者の受入に必要な物資の備蓄等、乙の負担で受入のための環境整備に努めるものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。
  - (1) 災害救助法及び関係法令の適用を受ける費用
  - (2) その他、甲乙協議により甲が負担することとした費用

(訓練等)

第12条 乙は、災害が発生した場合に、第4条から第6条までに掲げる対応が迅速に図られるよう、甲が 実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第13条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項及び疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

(協定の発効)

第14条 本協定は、令和元年6月4日から効力を発するものとする。

## (有効期限)

第15条 本協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。有効期限満了日の1か月前までに、 甲又は乙のいずれからも協定解消の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年6月4日